

「長門湯本温泉駐車場」指定管理者募集に係る質問に対する回答

質問は原文のまま掲載しています

	質問	回答
1	別紙2に掲げる出口精算機について、キャッシュレス対応機能を付加する必要性が高いと想定されるが、この場合の機器の修繕費負担は、市又は指定管理者のどちらに発生するのでしょうか。	原則、市が負担します。ただ、多額の整備費用の発生・売上に対する手数料発生などの課題があるため、当面整備を考えていません。 今後、長門市のキャッシュレス化の動向も鑑みて検討します。
2	納付金について、用途は「将来にわたって継続的かつ持続的な長門湯本温泉の発展に資するために必要な事業等に活用する」とされておりますが、納付する金額については、その全額が「長門市長門湯本温泉みらい振興基金」に積み立てられることになるのでしょうか。	長門市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第6条に規定する協定に基づき、本市に納付する額に相当する額の範囲内の額を積み立てることとしています。